

調達要求番号： 5SNW1AS0102

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	—	仕 様 書 番 号
整備診断作業	WW-B220002C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 2年 1月21日
	変 更	令和 5年 3月23日
	作成部隊等名	九 州 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、九州補給処において実施する火器、車両、誘導武器、これらにかかわる教育訓練器材及び整備器材などの外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2に示すb)“修理”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示すa)“標準（又は確定）作業方式”，d)“診断作業方式”，e)“整備（又は修理）作業方式”又はf)“整備（又は修理）診断作業方式”による。その適用区分を調達要領指定書によって指定する。

2.4 整備の作業内容

整備の作業内容は、次による。必要に応じ細部工程を調達要領指定書によって指定する。

a) 標準（又は確定）作業方式は、表1による。

b) 診断作業方式は、表2による。

c) 整備（又は修理）作業方式は、表3による。

d) 整備（又は修理）診断作業方式は、表2の工程1～4及び表3の工程3～7による。

2.5 修理基準

修理基準は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、関連法令、整備諸基準、技術図書（取扱説明書含む。）及び製造者の会社基準などによる。

2.6 品名・製造会社・規格・数量など

品名・製造会社・規格・数量などは、調達要領指定書によって指定する。

2.7 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

なお、指定場所での一部又は全部の整備が不能、または困難と判断した場合には、契約担当官等の承認を得て、指定場所以外で整備を実施してもよい。

2.8 部品・副資材

部品・副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

なお、返納場所については、調達要領指定書によって指定する。

2.9 塗装・防せい処置

塗装・防せい処置は、行わない。ただし、処置する場合は、調達要領指定書によって指定し、GLT-CG-Z500002の2.10による。

2.10 外観・機能・性能

外観・機能・性能は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.12による。

2.11 整備品の表示

整備品の表示は、行わない。ただし、表示をする場合は、調達要領指定書によって指定し、GLT-CG-Z500002の2.13による。

2.12 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の3.1及び修理基準による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、GLT-CG-Z500002の箇条4による。ただし、包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 無償貸付品・官給品

無償貸付品・官給品は、GLT-CG-Z500002の5.1による。

なお、品名、数量、引渡場所、引渡時期などは、調達要領指定書によって指定する。

5.2 納入書類

納入書類は、GLT-CG-Z500002の5.4による。

5.3 提出書類

提出書類は、契約担当官等の指示によるほか、調達要領指定書によって指定する場合を除き、診

断作業後速やかに整備診断明細書4部を契約担当官等に提出する。

6 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の**箇条6**によるほか、駐屯地の中で作業する場合は、次による。

- a) 行動（火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示による。
- b) 作業地域以外への立入りを禁止する。やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

7 その他

7.1 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が実施する。

7.2 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

7.3 作業時間

作業時間は、必要な場合調達要領指定書によって指定する。ただし、土日祝日は作業しない。
なお、作業上必要な場合は、契約担当官等の指示によって勤務する。

7.4 その他

その他は、GLT-CG-Z500002の**箇条7**によるほか、調達要領指定書によって指定する。

8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－標準作業

工 程 名	作 業 内 容	摘 要	
1	入場点検	欠品、外観状態及び機能を点検する。	—
2	分解	調達要領指定書による修理作業のために必要箇所を分解する。	—
3	洗浄清掃	スチーム、圧縮空気、洗油などによって洗浄し、付着している泥土、油脂などを除去し、清掃する。	—
4	修理	調達要領指定書による修理作業をする。	—
5	部品組立て	工程2で分解した部品及び調達要領指定書による交換部品を組立てる。	組立に伴う調整、防湿処理及び給油脂を含む。
6	機能性能検査	3.1による。	—
7	包装	箇条4による。	—
8	完成検査	3.2による。	—

表2－診断作業

工 程 名	作 業 内 容	摘 要	
1	入場点検	欠品，外観状態及び機能を点検する。	－
2	分解	点検計測が可能な範囲の構成単位に分解する。	プリント基板などは，分解しない。
3	洗浄清掃	スチーム，圧縮空気，洗油などによって洗浄し，付着している泥土，油脂などを除去し，清掃する。	－
4	点検計測	目視，感応，測定機器，器具などによって，摩耗，損傷などの状態を点検計測し，部品交換，補充又は修正の要否を判定する。 この場合，点検計測に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。	点検計測は，主要部品から優先して行う。 点検計測後に整備診断明細書を作成し提出する。
5	部品組立て	工程2で分解した部品を組立てる。	－
6	包装	箇条4 による。	－

表3－整備作業

工 程 名	作 業 内 容	摘 要	
1	入場点検	欠品及び外観状態を点検する。	－
2	分解	調達要領指定書又は承認された整備診断明細書 ^{a)} による修理作業のために必要箇所を分解する。	－
3	修理	調達要領指定書又は承認された整備診断明細書 ^{a)} による修理作業をする。	打こん，まくれ，曲がり及び表示の不鮮明な部位など軽易な修正作業を含む。
4	部品組立て	工程2で分解した部品及び調達要領指定書又は承認された整備診断明細書 ^{a)} による交換部品を組立てる。	組立てに伴う調整，防湿処理及び給油脂を含む。
5	機能性能試験	3.1 による。	－
6	包装	箇条4 による。	－
7	完成検査	3.2 による。	－

注^{a)} 承認された整備診断明細書とは，診断作業終了後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査・承認したものをいう。